

## 1 製品・規格

### Q-04 労働安全衛生法におけるフラットデッキの取扱いは？

#### A

労働安全衛生法施行令第6条第十四号において、「型わく支保工」とは、“支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、けた等のコンクリートの打設に用いる型わくを支持する仮設の設備”とされており、型わくを支持する部分を指します。

フラットデッキは、この型わく支保工とは別に“型わく”の部分に相当します。

また労働安全衛生規則第241条1項において規定されている鋼材の許容応力の値\*は、同規則第240条3項一号（支柱、はり又ははりの支持物「支柱等」）が対象であり、フラットデッキについての許容応力度はこれとは別に、「フラット指針」にて許容応力度〔205N/mm<sup>2</sup>（短期）〕が規定されています。

フラットデッキの場合は上記指針2章2.2b許容応力度の解説にもあるように、転用を前提としない打込み型わくとして新品材が使用され、かつ適切に作業荷重を見込んで設計を行うため、(独)建築研究所監修「デッキプレート床構造設計・施工規準 - 2004」に規定されている値と同様に定められています。

ただし、その他安全に関する内容については共通であり、安全に十分配慮した計画とすることが重要です。中間支保工を設ける場合やフラットデッキ端部の支持、その他補強支保工を設ける場合の支柱や大引きおよび水平つなぎ等についても同様に、労働安全衛生規則において定められている「型わく支保工」の基準に準拠した計画・施工を行います。なおこの場合の支保工の取外し期間（存置期間）については、建築基準法施行令第76条および昭和46年建設省告示第110号の基準に準拠します。

**\*鋼材の許容曲げ応力及び許容圧縮応力の値は、当該鋼材の降伏強さの値又は引張強さの値の四分の三の値のうちいずれか小さい値の三分の二の値以下とすること。**